

八潮市新規創業資金融資利子補給制度

この制度は、八潮市内において新たに事業を起こすために借り入れた資金に対する利子を補助する事により、市内での新規創業者を支援するものです。

補 助 対 象 者	申請時において、次のすべての要件を満たしている方 (1) 市内において、引き続き6か月以上住所（事業所）を有する方。 (2) 納期の到来している市税を完納している方。 （市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税） (3) 市内において新たに事業を起こすために次の融資制度を利用された方。 ① 埼玉県 起業家育成資金 ② 日本政策金融公庫 新規開業・スタートアップ支援資金 ※令和7年3月3日に新規開業資金から改称 ③ 日本政策金融公庫 女性、若者／シニア起業家支援資金 ④ 日本政策金融公庫 新創業融資制度 ⑤ 日本政策金融公庫 再挑戦支援資金 ⑥ 日本政策金融公庫 生活衛生新企業育成資金 (4) 借入額が2,000万円以下の方。 ※借入額が2,000万円を超える場合は、2,000万円を上限に対象となります。
補 助 期 間 及 び 補 助 額	(1) 補助期間 融資制度を受けた日から3年以内 (2) 補 助 額 令和8年1月1日から令和8年12月31日までの支払利子額 ※借り入れ利率が1.5%を超える場合は、1.5%の利率で算定した額。 ※延滞利子は対象外です。 ※延滞日数が年間120日以上の場合は、補助いたしません。
申 請 期 間	令和9年1月4日（月）～1月25日（月）

◎申請に必要な書類（＊：指定用紙、各1部提出）

＊ (1) 八潮市新規創業資金融資利子補給金交付申請書
＊ (2) 約定利子支払額証明書（金融機関で証明を受けてください。）
＊ (3) 市税完納証明書（市役所1階 納税課で取得してください）
＊ (4) 八潮市新規創業資金融資利子補給金請求書（金額欄は記入しないでください。）
＊ (5) 新規創業資金融資借入調書（初年度のみ提出）
(6) 借入れた融資の契約書及び返済予定表の写し（初年度のみ提出）
※上記書類の他、必要に応じ書類を提出していただく場合があります。

◎申請・問合せ先

八潮市役所商工観光課商工・労政係 Tel 048-996-2111 内線479